

史跡武田氏館跡保存管理計画

策定

平成6年10月25日

〔1〕保存管理計画の必要性と意義

国史跡武田氏館跡は、中世戦国時代に甲斐の国を支配した甲斐武田氏の拠点であり、当時の政庁である。そこを拠点とした期間は、甲斐守護武田信虎・信玄・勝頼の三代に及ぶ60余年で、その間甲斐の国の政治・経済・文化の中心地として重要な役割を果たしていた。

相川扇状地の開析部分に築造された武田氏館は、狭い意味では中曲輪・東曲輪・西曲輪及び北郭一帯の土塁や堀等の防禦施設に囲まれた区域を指しているが、当時の城下はそこを中心に家臣屋敷、商工業者の居住地区、社寺等がとりまくなどあらゆる分野の集積地的性格を有しているため、広義にはこれら中世城下町的要素を含めた地域を考えていかなくてはならない。従って、永正16（1519）年における石和館から甲府への移転はいわゆる県都の移転そのものであり、現在の甲府市の直接的な基盤づくりとなっただけでなく以後本県の形成、発展に大きく寄与することになったのである。中世とくに戦国時代の城館は軍事的な側面とともにこうした政治的・経済的な役割、機能の面に多くの特質が見い出され、そこに城館のもつ意義が存在するのである。

武田氏館は、三方を山に囲まれる天然の要害を利用して築かれ、中世城館の特徴を十二分に発揮するとともに、近世城下町の先駆としての中世都市のあり方もよく示し、戦国大名の拠点の典型ともいべき姿をみせているが、さらに館跡とその周辺地域は現在良好な歴史環境に加え、豊富な緑と美しい自然が織りなして、市民・県民にうるおいとやすらぎの場を提供している文化的・歴史的遺産となっている。

しかし今日、こうした中世城館と城下町は、都市の発展と競合する形でしだいに往時の姿を消滅させ、中世都市がどのように形成され、発展していったかを探るすべを失いつつある。武田氏館跡については、昭和13年（1938）国史跡に指定されて以来、太平洋戦争と敗戦から戦災復興へと続く激動の時代背景に加え、国・地方を通じた保存・管理の方針も定かではなく、昭和45年以降、一部公有地化をすすめるものの、山梨県が館跡南側一帯を昭和34年に住居地域に、昭和48年には第一種住居専用地域に指定したこともあって、近年、良好な住宅地として人家が密集する現況に至った経緯がある。そのため、武田氏館はその主要区域である郭内が良好に保存されているものの、周辺地域は都市化の波におおわれ、大きく変貌しようとしており、戦国大名の雄として全国にその名をとどろかせ、一方では、心の拠りどころとして永く市民・県民の崇敬を集めてきた武田氏の基盤としての意義がここに改めて問いかけてられている。

こうした状況と過去の反省に立ち、中世城館の存在意義と都市の形成・発展のありかたを如実に示す貴重な市民的・国民的財産であるこの史跡を将来にわたっていかに保存し、

伝えていくか、今に生きるものの責務として苦心を払わなければならない。また、これらの貴重な歴史的遺産を現代に活用するための文化的都市行政の重要性が指摘され、全国各都市において歴史的風土に根ざした新しい街づくりをねらいとする行政が積極的に進められている現在、甲府市の形成・発展の足跡を具体的に示しているこの館跡と周辺地域は、その今日的要請に応え得る文化的・歴史的地域として、総合的な整備・活用のための対応を問われようとしているのである。

それらを具現するには、地域住民はもとより市・県民にあまねく武田氏館跡の重要性と後代へ引き継いでいくべき貴重な遺産であることへの理解を求め、行政と地域が一体となって推進することが不可欠で、それがための保存・管理・活用計画の策定が今日的課題になっており、ここに国史跡武田氏館跡の保存管理計画を策定するものである。

[2] 基本方針

史跡武田氏館跡の指定地は、現在武田神社が鎮座する中曲輪・東曲輪・西曲輪のいわゆる主郭内と、北郭一帯、梅翁曲輪、及び主郭の南側にある武田氏の親族、重臣の屋敷跡と伝えられる地域、さらには主郭の大手口前方部分と広い地域に及んでいる。しかし、この指定区域は中世都市の実態から見れば、主郭部分を主体とする限られた区域というべきものであり、武田氏館跡の性格や機能を保存するうえでは最低限必要な区域である。こうしたことから、史跡指定地域内は極力後世に伝えるよう現状変更に対し慎重に対処しなければならない。

現在、武田氏館跡の指定区域内は徐々に公有地化が進められている。従って、上記の郭の性格や機能に応じた整備計画を樹立し、市民・国民に広く史跡を公開する方途を講じる必要がある。そのために必要な発掘調査・研究は年次的・計画的に早急に実施し、その成果を踏まえて逐次整備して、公開するものとする。

[3] 発掘調査

発掘調査は、史跡武田氏館跡の実態を探り、正確な復元のために必要不可欠な公共的かつ学術的事業である。現在まで宅地開発等現状変更に応じた小規模な発掘調査が繰り返されてきたが、これら現状変更を余儀なくされる地域の緊急的な発掘調査に加えて、今後は西曲輪・北郭一帯など神社有地及び公有地化が進められてきた地域を主体として年次的で計画的な学術調査を実施し武田氏館跡の実態を明らかにしていく。

この調査は広域に及び、また将来に耐え得る正確かつ高度な調査能力を要するため、その実施にあたっては専門的な調査機関として「史跡武田氏館跡調査団」(仮称)を設置し、調査・研究体制の強化充実を図る。

さらに中世城館の調査・研究は考古学・歴史学はもとより、民俗学・美術史・建築学等あらゆる分野に及ぶため、学際的研究体制も確立していく必要がある。

[4] 保存管理基準

史跡武田氏館跡は、主郭部分を中心とした複郭形式をとっており、また付随する各種施設及び家臣屋敷等によって成り立っているため、それぞれの特性に応じた整備・保存のための管理基準を策定する必要がある。本来、史跡指定地内は公有地化を図り、史跡公園としての整備が望まれるものであるが、現に史跡区域内に多数の家が建ち、人々が生活の根拠地としている現状に鑑み、極力地元の理解を求めながら次の基準によって保存管理を行うものとする。

なお、便宜的に次のとおり区域及び用語を規定する。

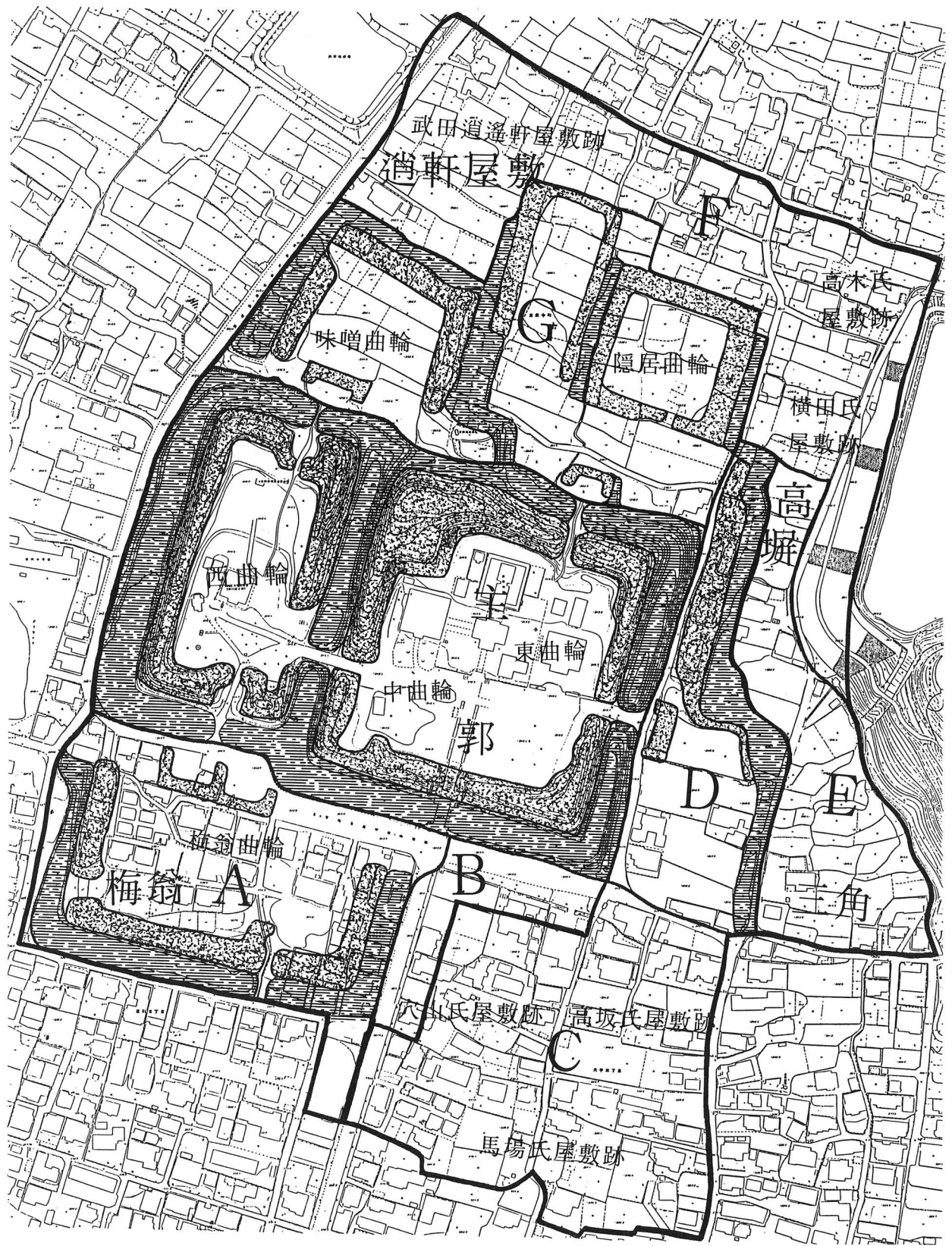
[区 域]

主郭地区	中曲輪・東曲輪全域（武田神社の鎮座する郭） 西曲輪（重要文化財旧睦沢学校校舎が移設されている郭）
A 地区	梅翁曲輪全域（通称松木堀を含む内部及び現在は消滅しているが、かつて堀・土塁が存在していたその西側部分）、及びその南東に位置する武田通り西側に沿った地帯
B 地区	家臣屋敷推定地の一部（主郭の堀と県道甲府・山梨線に接したL字状の地帯）
C 地区	家臣屋敷推定地域（伝馬場・穴山氏等武田氏の重臣の屋敷跡を中心とする地帯）
D 地区	館跡の大手口と惣堀で囲まれる地帯（主郭東側部分）
E 地区	D地区のさらに東側の部分（字三角、及び字高塚の一部）
F 地区	北郭の北側から竜ヶ池にかけての地帯（字造軒屋敷・高塚の一部で武田逍遥軒屋敷跡、高木・横田氏屋敷跡と伝えられる地帯）
G 地区	北郭全域（通称味噌曲輪・御隠居曲輪等と呼ばれている、主郭北側の郭・堀・土塁等が良好に残る地帯）

[用 語]

新 築	さら地に新しく建造物を建築すること。
改 築	既存の建造物の一部を除去し、建て直すこと。
全面改築	既存の建造物の全部を除去し、建て直すこと。
増 築	既にある建造物の床面積を増加させる建築行為のうち、改築に該当しないものをいう。

- (1) 主郭地区 史跡武田氏館跡の最も重要な区域であり、館としての形状が良好に残されているため、全域保存措置と可能な限りの整備を図ることとするが、大正8年に創建された武田神社が鎮座し、県民の信仰を集めていることを考慮して、次のように取り扱っていく。
- ア. 信仰上真に必要と認められる建造物の全面改築・改築・増築・移設については、事前の発掘調査、または地下の遺構に影響を与えない



保存管理計画区域図

工法をとることを条件として認める。ただし、発掘調査によって重要な遺構が検出された場合、及び史跡の環境に不調和なものは、その限りでない。

- イ. その他の建造物の新築、全面改築及び増築による現状変更は原則として認めない。
- ウ. 臨時的建物については、地下遺構に影響を及ぼさないものに限り、期間を極力限定して認める。
- エ. その他の構築物については、史跡の整備・活用に必要なもの以外認めない。
- オ. 既存の記念碑等については、原則として将来撤去・移転する。
- カ. 重要文化財旧睦沢学校校舎は、本館跡に直接関係せず、史跡の景観にそぐわないため、解体修理の際撤去・移転する。
- キ. 上下水道・ガス等地下埋設物については、日常生活に必要な最低限度のもので地下遺構に影響を及ぼさないものに限りこれを認める。

(2) A地区

梅翁曲輪内は、堀・土塁に囲まれた館の重要な施設の一つであるため公有地化を図っていく。しかし、現状が居住地域となっているため、次のように取扱っていく。

- ア. 全面改築及びさら地への建造物の新築は原則として認めない。
- イ. ただし、現在居住している家屋が耐用年数に達し、若しくは居住者の増員等により居住空間が手狭になった場合は、地下の遺構に影響を与えない工法をとること、及び史跡としての景観を損なわないように配慮することを条件に、将来の公有地化を前提として増築・改築及び全面改築を認める。事前の発掘調査については、必要に応じて実施する。

この場合、家屋の増築・改築及び全面改築による現状変更は、山梨県風致地区条例の規制を適用するとともに、木造二階建以内の家屋に限って認める。

- ウ. 道路等については、原則として新設、及び既存のもの拡幅は認めない。また、改修・舗装にあたっては事前の発掘調査と遺構の適切な保存措置を条件として認める。ただし、発掘調査によって重要な遺構が検出された場合は、その限りでない。
- エ. その他の構築物については、史跡の整備・活用に必要なもの以外認めない。

- オ. 上下水道・ガス等地下埋設物については、日常生活に必要な最低限度のもので地下遺構に影響を及ぼさないものに限りこれを認める。

(3) B地区

家臣屋敷推定地の一部であるが、将来の史跡整備に備え、主郭と梅翁曲輪に接した歴史景観を保存する区域として公有地化を図るものとする。ただし、現在居住地となっているため、これを考慮して次のように取り扱うものとする。

- ア. 公有地化対象地域は、原則として県道と武田神社所有地を除く次の

地番のうち、主郭及び梅翁曲輪側からおおよそ幅12mのL字状ベルト地帯とする。

大手三丁目 3,724-1 3,724-12 3,729-2

同-9 同-10 3,731-2 同-3 同-5

3,733-2 3,734-2 3,735-1

3,736-2 同-3

- イ. 建造物の新築及び増築・全面改築による現状変更については、A地域と同様の扱いとする。
 - ウ. 道路等については新設を認めず、既存のものについても原則として拡幅は認めない。また、改修・舗装にあたっては事前の発掘調査と遺構の適切な保存措置を条件として認める。ただし、発掘調査によって重要な遺構が検出された場合は、その限りでない。
 - エ. 上下水道・ガス等地下埋設物については、日常生活に必要な最低限度のもので地下遺構に影響を及ぼさないものに限りこれを認める。
- (4) C地区 武田氏の重臣の屋敷跡と伝えられ、それらに関わる遺構が埋蔵している可能性が強い地帯であるため、史跡としての景観を損なわず地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮して、次のように取扱うものとする。
- ア. 建造物の新築及び全面改築による現状変更は、日常生活に必要な住宅で山梨県風致地区条例で規制されるもののほか、木造・軽量鉄骨二階建以内に限り認める。その場合、事前の発掘調査と遺構の適切な保存措置を条件とする。ただし、発掘調査によって重要な遺構が検出された場合は、その限りでない。
 - イ. 上下水道・ガス等地下埋設物については、日常生活に必要な最低限度のもので地下遺構に影響を及ぼさないものに限りこれを認める。
- (5) D地区 館の大手口及び馬出し部分にあたる重要地帯であるため、公有地化を図るものとする。ただし、一部住宅地になっているため、これを考慮してA地区と同様の取扱いとする。
- (6) E地区 武田氏館跡の東方部分にあたり、家臣屋敷等館に関連する遺構が埋蔵している可能性が強い地帯であること、及び館とつづじが崎をつなぐ重要な地帯であり、歴史景観を保存する区域として整備しやすい条件にあるため、公有地化を図るものとし、D地区と同様の取扱いとする（本地区は、将来の史跡公園化のなかで、エントランス〈入口部分〉としての整備を図る必要がある）。
- (7) F地区 北郭の北側に接し、武田氏の親族及び重臣の屋敷跡が良好に保存されている地帯であるため、史跡としての景観を損なわず、地下遺構に影響を及ぼさないよう配慮して、C地区と同様の取扱いをする。
- (8) G地区 北郭一帯にあたり、きわめて重要地域であるため、公有地化をさらに推進していく。居住地域については、A地区と同様の取扱いとしそれ以外の現状変更は認めない。

[5] 土地公有地化

土地公有地化計画については、保存管理計画策定後、早急に立案していく。

[6] 整備方針

史跡は本来整備し、広く市民に公開してはじめて現代的意義が生じるものであるため、平成7年度より具体的な整備構想づくりに着手する。

その場合、発掘調査・研究の成果にのっとり、さらに武田氏館跡にかかる他の文化的都市行政との整合性を保ちつつ、次の基本的事項を踏まえた整備計画を立案し、年次的・計画的に進めるものとする。

- ア. 個々の遺構の性格、機能を的確に把握して正確な復元に努めるとともに、将来に耐え得る適切な保存措置を講じること。
- イ. 武田氏館跡を中心とする、古府中一帯の自然及び歴史的景観と調和のとれた整備内容とすること。
- ウ. 市民・県民にやすらぎと憩いの場を提供して身近に歴史的環境に親しむことができる史跡公園として、その具現化に努めること。
- エ. 発掘調査及び学際的研究によって、構造、規模の判明した遺構については、立体的復元も検討すること。
- オ. 調査研究、資料の収集・展示、史跡管理等を行うことを目的に「武田氏歴史博物館」(仮称)を設置し、広く整備公開の用に供すること。なお、本施設については、国史跡武田氏館跡の調査研究、整備、公開に必要な武田氏全般にかかわる拠点施設として位置づけること。
- カ. B地区(おおむね幅12mのL字状ベルト地帯)については、私有地への出入りを制限するような史跡整備は行わないこと。

[その他]

この管理計画に定めのない事項については、必要に応じて甲府市教育委員会と地元住民が協議するものとする。

保存管理基準の運用について

ここでいう「全面改築」とは既設の基礎を残したベタ基礎工法、またはベタ基礎工法同様に地下の遺構に影響を与えない基礎工法による建替で、既存の建物の1.5倍(建築面積比)以内までとする。

なお、全面改築の許可については、土地の公有地化及び発掘調査・史跡整備に相当な期間が必要となることから、期限を定めず、「周辺の史跡整備が進み、公有地化に十分な理解が得られるまで」は、認めていくものとする。全面改築を許可し、改築が行われた地権者については、公有地化に係る交渉は相当期間これを行わない。

また、全面改築については、すでにそこに住居を構えて居住し、その家屋が耐用年数の限界に達し、若しくは、居住者の増員等により居住空間が手狭になった場合等で、居住者の強い希望や、直ちに買上げ条件が整わない場合についてのみ認めるものである。

したがって、現在空地となっている土地に新たな家屋の新築を予測したものではない。

これらの運用の前提として、全面改築相談(申請)時に次の対応をとるものとする。

史跡地内の将来的計画を示し、公有地化事業に理解を求める(買上げの見通しを示し、極力、買上げに応じてもらう努力を払う)。それでもなお、全面改築の強い希望があった場合は、運用基準を示し、事後の参考として説明を聞き理解したとの、確認のサインをもらう。